

仙台市路面清掃請負入札参加資格者の登録基準

(平成 25 年 10 月 28 日廃棄物事業部長決裁)

1. 目的

仙台市が発注する路面清掃で集めた廃棄物の収集運搬を適正に行うために、仙台市路面清掃請負入札参加資格者（以下「入札参加資格者」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

2. 対象となる請負業務

路面清掃で集めた一般廃棄物の仮置きが困難な、車道清掃、歩道清掃及びクリーンモデル地区清掃業務とする。

3. 入札参加資格者の登録基準

入札参加資格者の登録は、次の基準によるものとする。

- (1) 仙台市の「一般競争入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 次のアからエの一般廃棄物収集運搬業の許可要件に該当する者であること。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 2 条の 2
 - ウ 一般廃棄物（ごみ）の処理業の許可方針（環境局長決裁） 1
 - エ 事業系一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可の事務処理要領（環境局長決裁）第 3 条(3)

4. 登録申請方法

登録を希望する者は、業務の請負を希望する年度の前年度の 11 月 1 日から 11 月 30 日の間に、次の書類を事業ごみ減量課長に提出し、登録の申請を行う。

- (1) 仙台市路面清掃請負入札参加資格者登録申請書（様式 1）
- (2) 仙台市路面清掃請負入札参加資格者業態カード（様式 2）
- (3) その他事業ごみ減量課長が必要と認める書類

5. 登録

- (1) 事業ごみ減量課長は、入札参加資格登録申請書が 3 の基準を満たしていると判断した場合は、入札参加資格者として認め「仙台市路面清掃請負入札参加資格者名簿」（様式 3）（以下「名簿」という。）に登録する。
- (2) 事業ごみ減量課長は、登録の可否について申請者に通知（様式 4）する。
- (3) 本登録は、登録日の翌年度中の業務の請負に限り有効とする。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬業許可（路面清掃限定）を取得した者は、許可の有効期

間中は、当該期間有効の名簿に登録する。

- (5) 入札にあたって、事業ごみ減量課長は名簿を契約担当課長に提出する。
- (6) 名簿に登録された者は、提出済みの「仙台市路面清掃請負入札参加資格者業態カード」(以下「業態カード」という。)の記載内容に変更が生じた場合は、業態カードを再提出しなければならない。
- (7) 事業ごみ減量課長は、名簿に記載した事項について、その内容を変更すべき事由が発生した場合は、当該記載内容を変更するものとする。
- (8) 事業ごみ減量課長は、名簿に登録された者が以下の事由のいずれかに該当する場合は、当該者の登録を取り消すことができる。
 - ①登録にあたって虚偽の申請を行った場合
 - ②3の基準を満たさないことが明らかになった場合

6. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は事業ごみ減量課長が別に定める。

附則

この基準は、平成25年10月29日から実施する。

附則(平成29年3月31日改正)

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

附則(令和元年12月17日改正)

この基準は、令和元年12月17日から実施する。

附則(令和2年3月30日改正)

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

附則(令和3年10月8日改正)

(施行期日)

1 この基準は、令和3年10月8日から実施する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現にある基準4(2)の規定による様式2の改正前の別様式4による用紙については、当分の間、これを取り繕って、使用することができる。